

いしかわ動物園における園内マップの 作成及び設置運用に係る仕様書

石川県を甲とし、いしかわ動物園における園内マップ（以下「マップ広告」という。）の作成及び設置運用にあたる事業者（長田広告株式会社）をことする。

1 いしかわ動物園の概要

施設用途・目的	動物とのふれあいを通じ、動物や自然に対する理解を深める機会を提供
所在地	能美市徳山町600番地
開館日・時間	4月1日～10月31日 午前9時～午後5時 11月1日～3月31日 午前9時～午後4時30分 ※休園日は毎週火曜日と年末年始（12月29日～1月1日）
年間利用者数	325,889人（H26実績） 主に一般県民等が利用

2 設置場所、設置数

- ・ マップ広告①～③について、下記の場所に各1基ずつ、計3基を設置



3 事業の実施期間（広告掲載期間）

契約で定める日から5年間とする。

ただし、上記の期間は、公用又は公共用としての使用の必要性等特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、期間及び金額について変更する場合がある。

4 マップ広告設備の設置完了日

上記3の広告掲載期間の開始日から広告掲載可能となるよう、マップ広告設備の設置を完了すること。

5 施設使用形態

マップ広告設備の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、甲が乙に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行う。乙は、マップ広告設備設置にあたっては、事前に行政財産の目的外使用許可を受け、広告掲載料とは別に、年度毎に、使用許可の対価として甲が定める使用料（以下「使用料」という。）を甲が定める期限までに納付すること。

6 マップ広告設備の仕様等

いしかわ動物園の園内マップを、以下のとおり設置すること。マップ広告③については、広告・行政情報を放映する液晶ディスプレイ等の薄型の映像装置と併せて設置すること。

（1）マップ広告の大きさ等

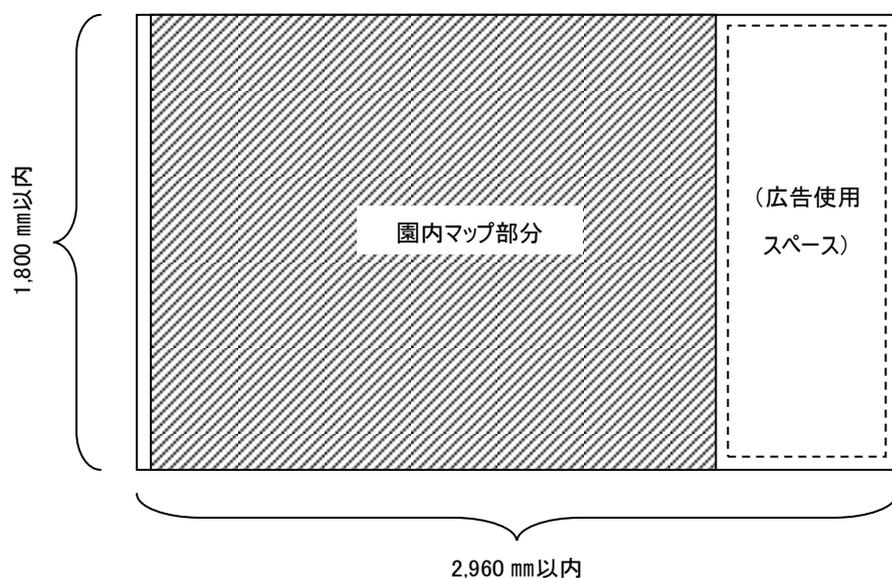
【マップ広告①及び②について】

- ・ マップ広告の大きさ等については、概ね以下とする。

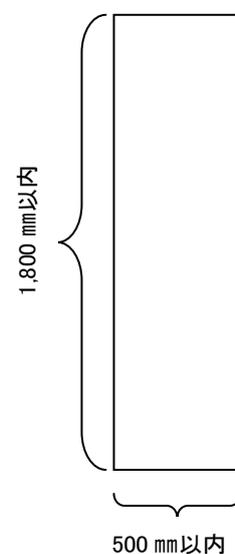
外形寸法	:	幅	2,400mm	×	高さ	1,300mm
園内マップの寸法	:	幅	2,100mm	×	高さ	1,300mm

《マップ広告図面》

〈正面図〉



〈側面図〉

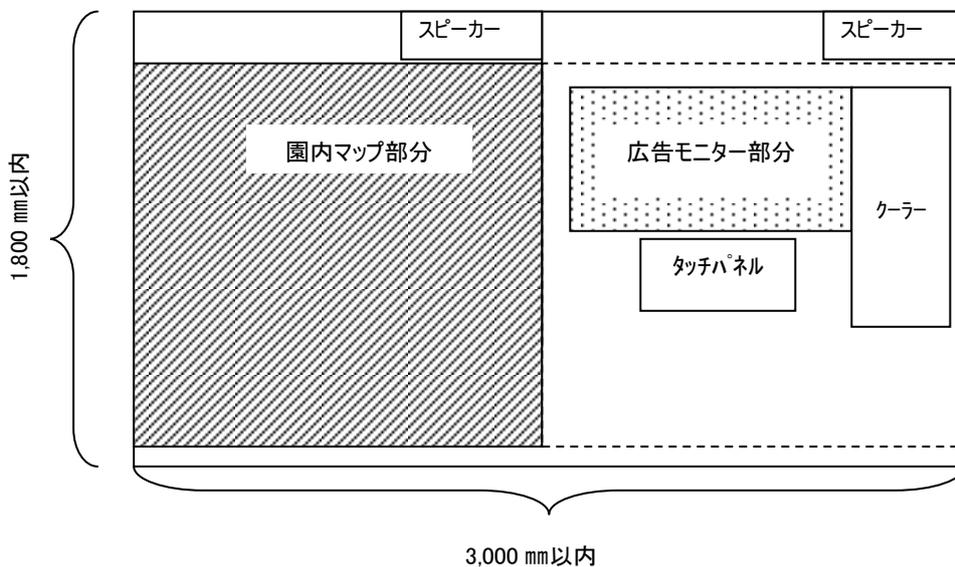


【マップ広告③について】

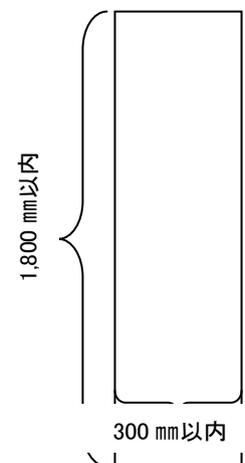
- ・ マップ広告の大きさ等については、概ね以下とする。
 - 外形寸法 : 幅 3,000mm×高さ 1,800mm×奥行 300mm
 - 園内マップの寸法 : 幅 1,470mm×高さ 1,370mm
 - 広告モニター画面寸法 : 42 インチ、幅 921mm×高さ 518mm
 - 使用電源 : AC100V±10% 50Hz/60Hz
 - 消費電力 : 600W
- ・ 広告使用スペースには、タッチパネルの機能を設けること。
 - タッチパネル画面寸法 : 22 インチ、幅 474mm×高さ 296mm
- ・ その他、広告使用スペースに設ける機能については、提案に基づき、甲乙協議の上決定することとする。
- ・ 広告にあっては、電源の入・切や映像の放映は、タイマーその他の機器により自動制御できるものとし、甲の業務時間のみ稼働させるものとする。詳細については甲乙協議の上決定する。ただし、甲でも調整できるようにしておくこと。
- ・ 音声を発生する機材を設置する場合の音量は、甲の業務に支障のないように設定（無音を含む。）することとし、来園者に不快感を与えない音量とすること。また、甲でも調整できるようにしておくこと。
- ・ 広告設備にかかる電源等の確保に必要な一切の工事は、事業者の負担により行うこと。

《マップ広告図面》

〈正面図〉



〈側面図〉



(2) マップ広告設備の素材及び設置方法

- ・ マップ広告設備のデザイン及びデコレーションにあたっては、ユニバーサルデザインの視点での配慮をできるだけ心がけること。また、周囲と調和のとれた色合いとすること。
- ・ マップ広告設備の角や縁が鋭利とならないよう加工を施す等、設置物によって危害が生じることがないように対策を講ずること。
- ・ マップ広告設備が転倒や落下等しないように、乙の負担により固定器具等を使用して確実に固定すること。
- ・ 上記についての具体的な方法、仕様は、概ね以下とする。

【マップ広告①及び②について】

表面材 : 3M社製 塩化ビニルシート

【マップ広告③について】

表面材 (タッチパネル部分除く) : アクリル板 t=5.0

タッチパネル表面材 : ガラス素材

額縁 : アルミ型材

筐体 : 冷間圧延鋼板 (SPCC) t=1.6 アクリル樹脂焼付塗装

(3) 園内マップに表示する情報等

- ・ 既存の園内マップに記載されている情報は全て表示すること。
- ・ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- ・ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮し、必要に応じ、点字を貼り付けること。詳細は、甲乙協議の上決定することとする。
- ・ その他、甲が掲載を希望する情報については別途協議の上決定することとする。
- ・ 園内マップの更新については、原則年1回とする。
- ・ 園内マップの情報は、必要が生じた都度、乙の負担で修正を行うこととする。修正の方法については、甲乙協議の上決定する。

(4) 広告枠の仕様について

【マップ広告①及び②について】

- ・ 所定の広告使用スペースに、広告を掲載すること。
- ・ 広告枠に空欄が生じた場合の対応については、甲乙協議の上、決定することとする。
- ・ 広告には、行政情報と区別がつくように、**広告**と表示すること。

【マップ広告③について】

- ・ ディスプレイには、静止画 (電子ポスター) 又は動画による広告を放映すること。
- ・ 広告枠数は自由とするが、番組構成は、広告主の広告のほか、行政情報映像の放映枠数も必ず確保すること。また、各放映日において、放映時間全体の4分の1以上の時間を行政情報の放映にあてるような構成とすること。
- ・ 番組構成及び放映内容については、事前に甲の承認を得ること。また、決定した番組構成及び放映内容について変更がある場合は、その都度、甲の承認を得ること。
- ・ 広告枠に空欄が生じた場合の対応については、甲乙協議の上、決定することとする。
- ・ 民間広告枠の広告には、行政情報映像と区別がつくように、常に**広告**と表示すること。
- ・ 放映する情報は、情報ごとに放映期間を変更できるようにすること。

- ・ 行政情報映像の作成は、甲より、広告掲載申込書のファイル（ワード形式、動画を放映する場合は動画データ等を添付）をデータ形式で乙が定める期間までに提出し、乙において無償でコンテンツを作成するものとする。乙は、作成後に甲に内容の承認を得ることとする。
- ・ タッチパネルに掲載する動物園の情報については、乙の提案に基づき、甲乙協議の上決定することとし、必要なコンテンツ等の作成は乙が行うものとする。

7 マップ広告設備の設置条件

- ・ 既存の園内マップを撤去又は利用してマップ広告設備を設置する。撤去する場合、撤去作業は乙が行うこととする。
- ・ 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、マップ広告設備の破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は、マップ広告設備の破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は乙が負担すること。
- ・ 事業を終了する際には、マップ広告設備を乙の負担で撤去し、原状回復した後、甲の検査確認を受けること。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

8 広告掲載の条件

- ・ マップ広告に掲載する全ての広告（行政情報含む）については、「石川県広告事業要綱」及び「石川県広告事業掲載基準」（以下「要綱等」という。）に適合するものであるとともに事前に甲の承認を受けること。上記基準に適合するため、乙は、事前に社内・社外審査を行うこと。
- ・ 乙の都合により、広告の修正・変更を行う場合についても、事前に甲の承認を受けた後に修正、変更を行うこと。
- ・ 広告内容に関して修正が必要となった場合はその都度、乙の負担により行うものとする。ただし、その場合でも、甲の承認を受けた後に修正、変更を行うこと。
- ・ 掲載した広告内容に関する責任は、明らかに甲の責めに帰すべき理由がある場合を除き、乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

9 広告に対する問い合わせ・緊急時の対応体制

- ・ 機器障害が発生した場合は、即日（時間帯によっては翌開園日）に修理、交換等の対応を行い、迅速に安全を確保すること。
- ・ 掲載中の広告に対する広告主に行政処分等不祥事が発生した場合は、即日（時間帯によっては翌開園時間まで）に該当する広告の放映中止措置を講じること。
- ・ 広告内容等に係る問い合わせ先として、マップ広告設備に乙の連絡先を掲載すること。また、直接甲に問い合わせがあった場合について、甲から連絡を受けた場合は、乙が対応すること。
- ・ 定期メンテナンス（放映状況の確認、汚れ・埃等の除去作業及び機器状況の確認作業等）を2週間に1度実施すること。

10 広告掲載にあたっての制限事項等

- ・ マップ広告設備設置場所を、イベントの開催等公用又は公共用に供するために使用する場合は、事前に乙に連絡、協議の上、一時的に広告を遮蔽又は音声及び映像を消す場合がある。この場合減額請求の対象とはならないこととする。
- ・ マップ広告③については、開館日のみの放映とする。

11 広告掲載料

- ・ 一月当たりの広告掲載料は乙が提案した金額（税込）をもって決定することとする。
- ・ 広告掲載料は、広告の掲載の有無に関わらず、契約で定める日から発生することとし、掲載する広告がなく広告枠に空欄が生じた場合でも、広告掲載料の減額または返還はしないこととする（行政財産の使用料についても同じ）。
- ・ 広告掲載料は、年度ごとに県が別途定める期限までに、県発行の納入通知書により納付することとする。
- ・ 上記の他、映像装置等に必要な電気料や、マップ広告設備の作成・取付（既存の園内マップ撤去作業含む）・撤去、広告の作成（行政情報映像含む）、園内マップの作成及び修正、広告主の募集、広告等の掲載及び放映にかかる費用等、当該事業にかかる一切の費用は、事業者の負担とする。

12 マップ広告事業者の業務

- ・ マップ広告設備の作成、設置（既存の園内マップ撤去作業含む）、管理、（甲が必要と判断した場合）撤去及び設置場所の原状回復
- ・ 掲載する広告主の募集及び選定
- ・ 広告の作成、掲載、管理及び撤去（行政情報（タッチパネルのコンテンツ情報含む）映像含む。）
- ・ （必要が生じた都度）園内マップの修正
- ・ 広告内容等に対する問い合わせ対応

13 事業計画の策定

乙は、あらかじめ、マップ広告設備の設置場所・位置・方法及び仕様、施工管理方法、実施体制、スケジュール等、事業実施に関する事項を記載した事業計画書（様式は任意）を作成し、甲に提出するものとする。

14 その他

- ・ マップ広告に係るメンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては乙の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- ・ 本仕様書に定めるもののほか、要綱等及び関係法令を遵守すること。
- ・ 本仕様書、いしかわ動物園における園内マップの作成及び設置運用に係る企画提案募集要領、同契約書、乙の企画提案書及び事業計画に記載のない事項については、甲乙協議の上、決定することとする。